

平成30年1月吉日

お客さま各位

尾西信用金庫

投信窓販業務における約款および取扱規定の改訂のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、平成30年1月1日より下記の約款および取扱規定を改訂することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改訂する約款および取扱規定

- (1) 自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
- (2) 「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

2. 主な改訂内容

- (1) 自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
 - ・自動けいぞく（累積）投資口座を開設した旨をお客様に通知する記載を削除しました。
- (2) 「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定
 - ・つみたてNISAで買付できる投資信託は、当金庫がつみたてNISA用として選定した銘柄であることを明記しました。
 - ・つみたてNISAは、契約時の年間の買付金額を40万円以下とすることを明記しました。

※なお、つみたてNISA口座での販売については、平成30年4月以降を予定しております。

※詳細については、次頁以降の各種新旧対照表をご参照願います。

以上

自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）

1. 約款の趣旨

この約款は、尾西信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、投信取引約款、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。

2. 申込方法

- (1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものとし、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。
- (2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。

3. 金銭の払込

お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

なお、個別商品の払込金の単位等は当金庫が定めるものといたします。

4. 買付時期および価額

- (1) 当金庫は、お客様から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく個別商品の買付けを行います。ただし、当該個別商品の目論見書において買付け（および換金）の申込みがお取扱いできない日（以下、「注文停止日」といいます。）が定められている場合は、注文停止日における買付申込のお取扱いはできません。
- (2) 前項の買付価額は、個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額となります。
- (3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額（買付価額に買付口数を乗じたもの）に当金庫所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- (4) 買付けられた個別商品の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、当該買付けの日からお客様に帰属します。

5. 収益分配金の再投資

この契約により買付けた個別商品の収益分配金は、お客様に代わって当金庫が受領のうえ、お客様の個別商品の自動けいぞく（累積）投資口座に繰り入れ、原則としてその全額から税金を差し引いた金額をもって決算日の基準価額により当該個別商品の買付けを行います。

なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

6. 返 還

当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、所定の手数料と手数料にかかる消費税、所定の信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。

ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。

7. 定期引出

お客様は、当金庫所定の個別商品については、上記5. の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金庫と締結することができます。

8. 解 約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約のお申出があったとき
 - ② 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 個別商品が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。

9. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびにお届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当金庫に申し出ていただきます。
- (2) 前項のお申出があったとき、当金庫は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10. そ の 他

- (1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- (2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 当金庫所定の申込書等に押印された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還した場合
 - ② 返還の請求が所定の手続きによりなされなかったため、または押印された印影がお届出の印鑑と相違するために、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還しなかった場合
 - ③ 金銭を投信取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
 - ④ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別商品の買付けもしくは個別商品返還代金の金銭の返還が遅延した場合
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

以 上

(平成 30 年 1 月 1 日改訂)
尾西信用金庫

自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用） 新旧対照表

新	旧
<p>自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 申込方法</p> <p>(1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものと<u>し、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。</u></p> <p>(2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。 <u>(削除)</u></p> <p>3. 金銭の払込 お客様は、個別商品の買付けにあてるため <u>(削除)</u> の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、<u>(削除)</u> 第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。 <u>なお、個別商品の払込金の単位等は当金庫が定めるものといたします。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>8. 解約</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があったとき <u>(削除)</u></p> <p>② 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>③ 個別商品が償還されたとき</p> <p>(2) (略)</p>	<p>自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 申込方法</p> <p>(1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものと<u>いたします。(追加)</u></p> <p>(2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。</p> <p><u>(3) 口座を設定した場合には、自動けいぞく（累積）投資口座開設のご通知を遅滞なく送付または交付いたします。</u></p> <p>3. 金銭の払込 お客様は、個別商品の買付けにあてるため、<u>1回の払込みにつき1万円以上</u>の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ<u>ます。</u> <u>ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。(追加)</u></p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>8. 解約</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があったとき</p> <p>② <u>払込金が続け1か年をこえて払い込まれなかったとき</u> <u>ただし、前回買付の日から1か年以内に個別商品の収益分配金によって個別商品の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。</u></p> <p>③ 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>④ 個別商品が償還されたとき</p> <p>(2) (略)</p>

自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用） 新旧対照表

新	旧
<p>9. (略)</p> <p>10. その他</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは <u>改訂</u>されることがあります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>(平成30年1月1日改訂)</u> 尾西信用金庫</p>	<p>9. (略)</p> <p>10. その他</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは <u>改定</u>されることがあります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u> 尾西信用金庫</p>

以上

「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

1.（規定の趣旨）

この規定は、お客様と、尾西信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の、毎月お客様が指定する日（以下「引落指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「買付金額」といいます。）を引落指定口座から引落し、お客様が指定する投資信託を購入する取引に関する取り決めです。この取引を定時定額購入取引（名称「びしんの投信自動積立」、以下「本サービス」といいます。）と呼びます。

2.（買付銘柄の選定）

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。
- (2) お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。

3.（申込方法）

お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。

- (1) 事前または同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みであるまたは開設されること。
- (2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、所定の手続きを完了していること。

4.（買付金額の引落し）

- (1) 引落指定口座は、お客様が「投信取引約款」に従って届出された預金口座とします。
- (2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日（つみたてNISAをご利用される場合は、25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。
- (3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。
- (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに当金庫が定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 33,000 円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で 33,000 円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。）。
- (5) 年間6回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます。
- (6) 買付金額の引落しの結果、お客様の引落指定口座が貸越になる場合は引落しは行いません。
- (7) 同一日に複数銘柄の買付金額を引落指定口座から引落す場合には、当金庫で任意のものから順次引落しいたします。
- (8) 引落指定口座の残高不足等の理由で買付金額の引落しが成立しなかった場合は、当金庫からお客様への通知はいたしません。

5.（買付時期および方法）

- (1) 指定銘柄の買付の申込は、引落指定日の翌々営業日（以下「買付申込日」といいます。）とします。
- (2) 買付申込日が指定銘柄の買付申込を行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が可能となる営業日を買付申込日とします。
- (3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫がお預かりし、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付を行います。
- (4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。
- (5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。

6.（返還および収益分配金の再投資）

返還および収益分配金の再投資は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に基づき行うものとします。

7.（取引および残高の通知）

当金庫は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高の通知を取引残高報告書により通知いたします。

8.（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当金庫は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。
- ② その他当金庫が必要と認める場合。

9.（申込事項の変更・解約）

- (1) お客様は、引落指定日の7営業日前までに所定の手続きによって当金庫に申し出るにより、本サービスに関する

契約内容の変更・解約を行うことができます。

(2) 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当金庫所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合。
- ② 当金庫が本サービスを営むことができなくなった場合。
- ③ その他当金庫が必要と認める場合。

10. (その他)

- (1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。
- (2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (3) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。
- (4) 本規定に別段の定めがないときは、「投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。

以 上

(平成30年1月1日改訂)
尾西信用金庫

「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定 新旧対照表

新	旧
<p>「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。<u>ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。</u></p> <p>(2) お客様は、選定銘柄の中から<u>1銘柄以上</u>を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3. (申込方法)</p> <p>お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。</p> <p>(1) 事前<u>または</u>同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みである<u>または開設される</u>こと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(1) 引落指定口座は、お客様が「<u>投信取引約款</u>」に従って届出された預金口座とします。</p> <p>(2) 引落指定日は、毎月<u>1日、5日、10日、15日、20日、または25日（つみたてNISAをご利用される場合は、25日を除きます。）</u>とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。</p> <p>(3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定<u>または</u>当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出<u>または</u>小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。</p> <p>(4) 1銘柄あたりの<u>毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに当金庫が定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 33,000 円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で 33,000 円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。）。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>5. (買付時期および方法)</p>	<p>「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。<u>(追加)</u></p> <p>(2) お客様は、選定銘柄の中から<u>1以上の銘柄</u>を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3. (申込方法)</p> <p>お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。</p> <p>(1) 事前<u>又は</u>同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みである <u>(追加)</u> こと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(1) 引落指定口座は、お客様が <u>(追加)</u> 投信取引約款 <u>(追加)</u> に従って届出された預金口座とします。</p> <p>(2) 引落指定日は、毎月 <u>(追加)</u> 10日、<u>(追加) 又は</u> 25日 <u>(追加)</u> とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。</p> <p>(3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定 <u>又は</u> 当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出 <u>又は</u> 小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。</p> <p>(4) 1銘柄あたりの<u>引落金額は1万円以上10,000円単位の整数倍の金額とします。(追加)</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>5. (買付時期および方法)</p>

「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定 新旧対照表

新	旧
<p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫が<u>お預かり</u>し、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付を行います。</p> <p><u>(4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。</u></p> <p>(5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>10. (その他)</p> <p><u>(1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</u></p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいて<u>お預かり</u>した金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、<u>改訂</u>されることがあります。</p> <p>(4) 本規定に別段の定めがないときは、<u>「投信取引約款」</u>、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成30年1月1日改訂)</u> 尾西信用金庫</p>	<p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫が<u>お預り</u>し、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付を行います。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>10. (その他)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 当金庫は、この契約に基づいて<u>お預り</u>した金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(2) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、<u>改定</u>されることがあります。</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、<u>(追加) 投信取引約款 (追加)</u>、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u> 尾西信用金庫</p>

以上